

# 先端設備等に対する固定資産税の特例について



姫路市役所資産税課 償却資産／家屋担当

中小事業者等が姫路市産業振興課から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき新たに取得した一定の設備等について、固定資産税の特例措置が適用されます。

## 〈対象者〉 中小事業者等

- ア 資本又は出資を有する法人で資本又は出資の総額が1億円以下のもの
- イ 資本又は出資を有しない法人や個人で従業員数が1,000人以下のもの
- ウ みなし大企業に該当しない法人

「みなし大企業」：次のいずれかの法人

- (ア) 同一の大規模法人（資本金1億円を超える法人等）に発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上を所有されている法人
- (イ) 2以上の大規模法人（資本金1億円を超える法人等）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上を所有されている法人

【注意】先端設備等導入計画の申請先と固定資産税の特例申請先は異なります！

●計画申請先・・・姫路市産業振興課

●特例申請先・・・姫路市資産税課

（償却資産⑯／事業用家屋⑰窓口）

## 〈対象設備等〉 先端設備等導入計画に基づき新たに取得した設備（償却資産）及び事業用家屋

※「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須です。

下表の要件を満たすもの（生産、販売活動等の用に直接供されるもの／中古資産でないもの）

(i) 平成30年6月6日から令和5年3月31までの間に取得したもの

(ii) 令和2年4月30日から令和5年3月31までの間に取得したもの

	設備等の種類	最低価額【1台1基又は一の取得価額】	販売開始時期
(i)	ア 機械及び装置	160万円以上	10年以内
	イ 工具（測定工具及び検査工具）	30万円以上	5年以内
	ウ 器具及び備品	30万円以上	6年以内
(ii)	エ 建物附属設備（償却資産として課税されるもの）	60万円以上	14年以内
	オ 構築物	120万円以上	14年以内
	カ 事業用家屋	120万円以上	—

ア～オ：生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1パーセント以上向上するもの

カ：認定先端設備等導入計画により取得する設備等（取得価額の合計額が300万円以上のもの）を稼働させるために取得されるもの

## 〈適用期間及び特例率〉 3年間／固定資産税の課税標準額がゼロ

## 〈提出書類〉 償却資産については①～④、事業用家屋については①～③及び⑤～⑨

- ① 特例適用申請書
- ② 特例申請書提出用確認シート
- ③ 計画の申請書及び認定書の写し
- ④ 工業会等による仕様等証明書の写し（事業用家屋は除く。）
- ⑤ 建築確認済証の写し
- ⑥ 建物の見取り図の写し（建物と一体となる生産性向上要件を満たす設備の設置場所を示したもの）
- ⑦ 先端設備等の購入契約書の写し
- ⑧ 対象家屋が事業用であることを証する書類（所得税青色申告決算書等）
- ⑨ 先端設備等に係る誓約書（建物用）

※ リース会社が申請する場合は、①～④に併せて「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書の写し」

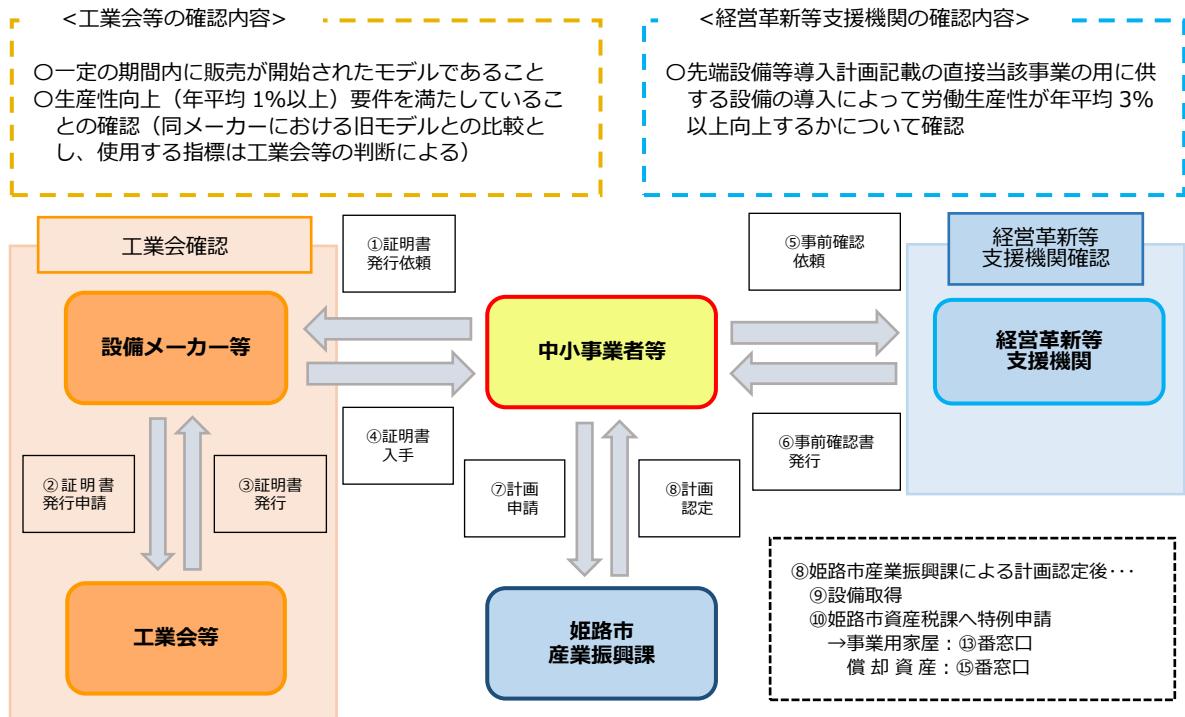
※ ①、②は資産税課のホームページに掲載しておりますので、必要な方は、ダウンロードしてお使いください。

「先端設備等導入計画」についての詳細は、中小企業庁又は姫路市産業振興課のホームページでご確認ください。

・中小企業庁ホームページ ⇒ <https://www.chusho.metigo.jp/keiei/seisansei/>

・姫路市産業振興課ホームページ ⇒ <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005729.html>

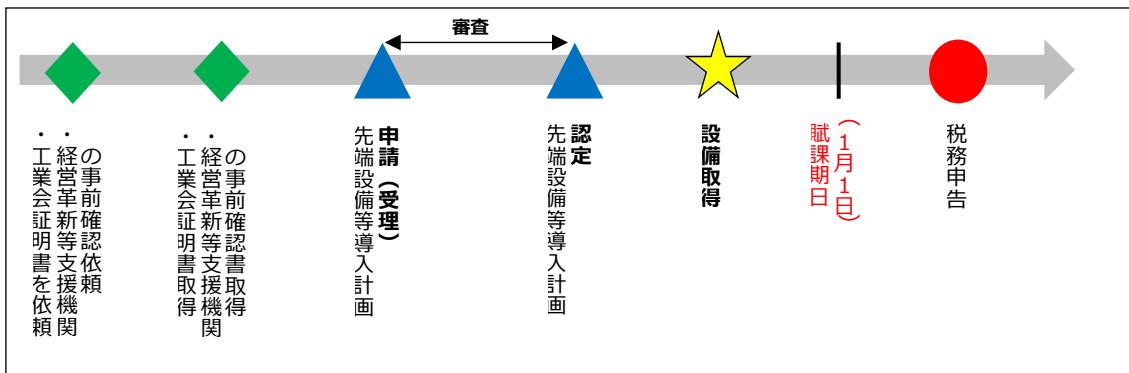
## 〈固定資産税の特例スキーム図〉



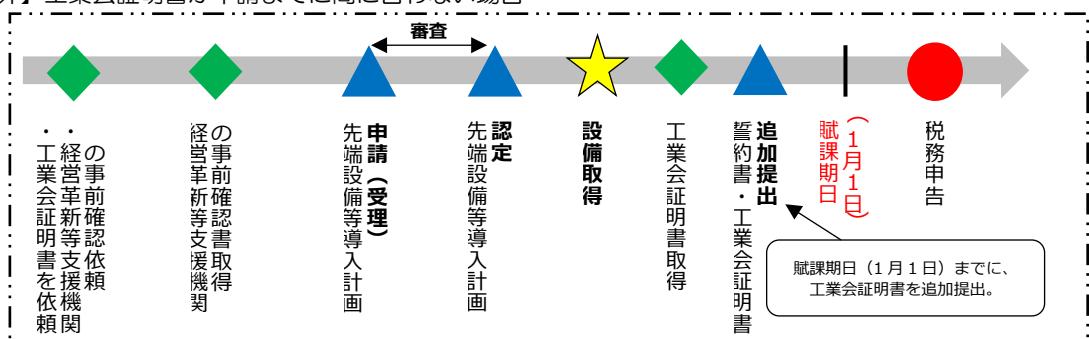
## 〈参考〉 設備の取得時期について

- ・先端設備等は、下図のとおり「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。
- ・ただし、「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です（計画変更により設備を追加する場合も同様）。

### ○設備取得と計画認定フロー



### 【例外】工業会証明書が申請までに間に合わない場合



【注】工業会証明書は、経営力向上計画の手続きで使用する証明書と共通のものです。